



知って いますか？正しい整骨院・接骨院のかかり方

整骨院・接骨院での柔道整復師による施術には、
健康保険の対象とならない場合と、対象となる場合があります。

健康保険の対象とならない場合

全額自己負担

- ・肩こり、筋肉疲労、慢性的な痛み
- ・リラクゼーションを目的とした利用
- ・病院や診療所などで治療中のケガ
- ・仕事中、通勤途中でのケガ



健康保険の対象となる場合

自己負担3割（または2割）

- ・骨折、脱臼
※応急処置以外は医師の同意が必要です。
- ・捻挫
- ・挫傷（肉離れなど）



施術を受けるときの3つのポイント

ポイント

1 負傷の原因や経過を正しく伝えましょう！

ポイント

2 治療が長引く場合は一度医師の診断を受けましょう！

長期にわたる施術を受けても症状が改善されない場合は、内科的な要因も考えられます。 \Check! /
一度病院を受診して医師の診断を受けてみてください。

⚠️ 上記のように健康保険の対象とならない場合があります。仕事中のケガで労災該当のケースなど、医療費を返還していただく場合もあります。必ずケガの原因や経緯を伝えましょう！

ポイント

3 「委任状」と「領収書」

その1 委任状に署名を行う際は申請書記載内容をしっかり確認しましょう！

柔道整復師による施術を受けた際の健康保険請求分の費用について、柔道整復師へ委任する場合は、療養費支給申請書の委任欄への署名が必要です。署名する際は、申請書に記載された**傷病名、日数、金額**をよく確認しましょう。



その2 領収書をもらいましょう！

領収書は必ず受取り、金額を確認したうえで大切に保管してください。

協会けんぽでは、施術を受けた加入者の皆様に、整骨院・接骨院から提出された療養費支給申請書に記載の負傷原因や施術内容について、文書または電話で確認させていただく場合があります。健康保険事業の適正な運営のため、ご協力をお願いします。



こんなとき
どうする?

ケガをしたときの健康保険

ケース1 仕事中や通勤途中のケガ

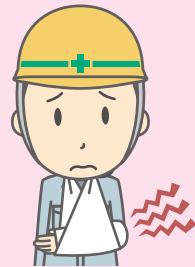
労災保険の給付対象になる可能性があります。対象となった場合は健康保険を使用することはできません。誤って健康保険を使用すると、後日医療費を返還していただくことになります。

労働基準監督署へ相談しましょう!

ポイント

負傷されたご本人様や事業所様の判断で、労災保険か健康保険かを選択することはできません。必ず労働基準監督署へ相談し、労災保険の給付対象か確認してください。

健康保険は使えません。
労働基準監督署へ
ご相談ください。



ケース2 交通事故などの相手方がいるケガ(第三者行為)

交通事故やケンカなど第三者の行為によってケガをした際に健康保険で診療を受けた場合は「第三者行為による傷病届」をご提出ください。

「第三者行為による傷病届」をご提出ください。



ポイント

なぜ「第三者行為による傷病届」の提出が必要なのか?

第三者の行為によって保険証を使用した場合、本来相手方が支払うべき治療費等を協会けんぽが一時的に立替えることになります。その立替えられた費用を協会けんぽが相手方または損害保険会社等へ請求する際に、「第三者行為による傷病届」が必要になります。

事故



「第三者行為による傷病届」



協会けんぽ

相手方



医療費2~3割



医療費
7~8割

「第三者行為による傷病届」に基づき、
医療機関に支払った医療費を相手方へ請求します。

福岡県からのお知らせ

風しんの「抗体検査」が 無料! で受けられます

日本では数年おきに「風しん」の流行が起きています。福岡県では免疫を持っていない可能性が高い**44歳～61歳(昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれ)**の男性を対象に、原則無料で「抗体検査」と「予防接種」を受けられるクーポン券を、配布しています。職場の健診と併せて受検も可能ですので、医療機関へご確認のうえ抗体検査の受検をご検討ください。

風しん対策の詳しい情報については、福岡県のホームページをご覧ください。



申請書・届出書は新様式をご使用ください

旧様式を使用された場合、支払いや交付までにお時間を要する場合がございます。

新様式はこちら▶

